

令和5年度 保育認定(2号・3号)にかかる利用者負担額(月額)

(保育所(園)、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)

※政令指定都市の場合、平成30年度から市民税額の税率が6%から8%へ変更となりましたが、利用者負担額における市民税所得割課税額は6%の税率を用いて算出します。

※年齢については、令和5年3月31日現在の満年齢により決定します。

【単位：円】

階層区分		保育標準時間				保育短時間				
		3歳以上児		3歳未満児		3歳以上児		3歳未満児		
		第一子 (基準額)	第二子 (1/2額)	第一子 (基準額)	第二子 (1/2額)	第一子 (基準額)	第二子 (1/2額)	第一子 (基準額)	第二子 (1/2額)	
生活保護世帯	A	0	0	0	0	0	0	0	0	
市民税非課税世帯	B	0	0	0	0	0	0	0	0	
市民税所得割非課税世帯	C1◎	0	0	4,110	2,050	0	0	4,040	2,020	
市民税所得割課税額	48,600未満	C2◎	0	0	6,170	3,080	0	0	6,070	3,030
	51,500未満	D1◎	0	0	11,180	5,590	0	0	10,990	5,490
	56,600未満	D2◎	0	0	14,960	7,480	0	0	14,710	7,350
	74,000未満	D3◎及びD3*	0	0	18,840	9,420	0	0	18,520	9,260
	97,000未満	D4*及びD4	0	0	26,650	13,320	0	0	26,200	13,100
	112,000未満	D5	0	0	33,450	16,720	0	0	32,880	16,440
	132,000未満	D6	0	0	40,760	20,380	0	0	40,070	20,030
	169,000未満	D7	0	0	44,000	22,000	0	0	43,250	21,620
	203,800未満	D8	0	0	51,690	25,840	0	0	50,810	25,400
	301,000未満	D9	0	0	54,330	27,160	0	0	53,410	26,700
	397,000未満	D10	0	0	57,460	28,730	0	0	56,480	28,240
	480,000未満	D11	0	0	60,600	30,300	0	0	59,570	29,780
671,800未満	D12	0	0	65,750	32,870	0	0	64,630	32,310	
671,800以上	D13	0	0	70,900	35,450	0	0	69,690	34,840	

要保護世帯等									
C1◎	0	0	2,050	0	0	0	0	2,020	0
C2◎	0	0	3,080	0	0	0	0	3,030	0
D1◎	0	0	5,590	0	0	0	0	5,490	0
D2◎	0	0	7,480	0	0	0	0	7,350	0
D3◎及びD3*	0	0	9,000	0	0	0	0	9,000	0
D4*	0	0	9,000	0	0	0	0	9,000	0

備考

- 階層区分は、4月～8月は前年度の市民税額に基づく利用者負担額、9月～翌年3月は当年度の市民税額に基づく利用者負担額となります。切り替えのタイミングで保育料額が増減する可能性があります。
- 階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割戻控除及び株式等譲渡所得割戻控除の適用はありません。
- 利用者負担額は、児童の父母の課税額の合計により算定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者の課税額から決定する場合があります。
- 支給認定保護者が監護する(面倒を見ており、通常必要な監督保護を行っている)就学前児童が2人以上同時に、下記対象施設を利用している(同時入所要件を満たしている)場合、その中で最も年齢の高い児童(1人目。以下「第一子」という)の利用者負担額は基準額、次に年齢の高い児童(2人目。以下「第二子」という)の利用者負担額は半額、その他の児童(3人目以降)の利用者負担額は無料となります。
【対象施設】
保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育等)、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、企業主導型保育事業
- 平成28年度からの多子軽減制度の拡大により、以下の利用者負担額軽減を行います。
①父母等(保育料算定対象者)の市民税所得割課税額の合算額が57,700円未満の世帯では、備考4の何人目かを決定する際の算定対象となる児童の年齢制限と同時入所要件を撤廃します。
また、下記要保護世帯等に該当する場合は、前述の撤廃に加え、要保護世帯等料金が適用となります。
②父母等(保育料算定対象者)の市民税所得割課税額の合算額が57,700円以上～77,101円未満の世帯が、下記要保護世帯等に該当する場合は、備考4の何人目かを決定する際の算定対象となる児童の年齢制限と同時入所要件を撤廃し、要保護世帯等料金が適用となります。
【要保護世帯等】
ひとり親世帯、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳のいずれかの交付を受けた者、国民年金の障害基礎年金の受給者又は特別児童扶養手当の支給対象児童が同一の世帯に属する者
- 課税額の算定に必要な書類の提出がない、市民税の申告がないなど、課税額の確認ができない場合は、最高階層(D13)にて利用者負担額決定します。